

北海道選挙管理委員会告示第26号

令和元年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年9月4日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	90,737
3分の1の数	667,107

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,548	根室市	7,366
札幌市北区	80,338	千歳市	26,962
札幌市東区	74,405	滝川市	11,629
札幌市白石区	61,456	登別市	13,836
札幌市厚別区	36,769	恵庭市	19,519
札幌市豊平区	64,361	伊達市	9,816
札幌市清田区	31,656	北広島市	16,595
札幌市南区	39,871	北斗市	12,913
札幌市西区	61,859	空知地域	50,359
札幌市手稲区	40,033	石狩地域	21,967
函館市	74,803	後志地域	25,647
小樽市	34,093	胆振地域	15,316
旭川市	96,334	日高地域	18,737
室蘭市	24,316	渡島地域	25,685
釧路市	48,759	檜山地域	10,495
帯広市	47,354	上川地域	36,848
北見市	33,668	留萌地域	13,157
岩見沢市	23,517	宗谷地域	8,327
網走市	10,068	オホーツク東地域	17,034
苫小牧市	48,287	オホーツク西地域	19,233
稚内市	9,661	十勝地域	48,307
江別市	34,035	釧路地域	17,115
名寄市	7,837	根室地域	13,408

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,560
	3分の1の数	125,986
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,920
	3分の1の数	157,666
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,939
	3分の1の数	157,820
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,801
	3分の1の数	80,001